二次相続で相続人が単独の場合の遺産分割等
（令和３年９月オレンジ勉強会）

令和３年９月２４日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

１　父Ａ，母Ｂ，長男Ｃの家族
２　父Ａが２年前に死亡したが，母Ｂと長男Ｃとの間で遺産分割協議を行っていなかった（一次相続）
３　そうしたところ，母Ｂが死去し，長男Ｃのみが相続人となった（二次相続）

第２　問題点

１　長男Ｃが父Ａから直接相続したものとして，所有権移転登記をすることができるのか。
２　相続税の申告において，長男Ｃは，一次相続で自由に相続分を調整することができるのか。

第３　平成２６年９月３０日東京高判の考え方

所有権の登記名義人Ａが死亡して，Ａの法定相続人がＢ及びＣのみである場合において，Ａの遺産の分割の協議がされないままＢが死亡し，Ｂの法定相続人がＣのみであるときは，ＣはＡの遺産の分割（民法（明治２９年法律第８９号）第９０７条第１項）をする余地はないことから，ＣがＡ及びＢの死後にＡの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し，取得したことを内容とするＣが作成した書面は，登記原因証明情報としての適格性を欠くものである。

第４　結論

１　問題点１について
(1) 原則として，長男Ｃが父Ａから直接相続したものとして，所有権移転登記をすることができない。
(2) ただし，例外的に，遺産分割協議証明書による申請ができる可能性がある。

（平成２８年３月２日民二第１５４号通知：資料１）
ＢとＣの間でＣが単独でＡの遺産を取得する旨のＡの遺産の分割の協議が行われた後にＢが死亡したときは，遺産の分割の協議は要式行為ではないことから，Ｂの生前にＢとＣの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり，また，Ｃは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人である

から，当該協議の内容を明記してＣがＢの死後に作成した遺産分割協議証明書は，登記原因証明情報としての適格性を有し，これがＣの印鑑証明書とともに提供されたときは，相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる。

※当該遺産分割協議証明書については，登記権利者であるＣ一人による証明であるから，相続を証する情報（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）別表の２２の項添付情報欄）としての適格性を欠いているとの意見もあったため，上記照会がなされた。

２　問題点２について

このこと自体の結論を示す裁判例は，ざっと調査した限りでは，見当たらなかった，問題の所在１を踏まえると，相続税の申告の点についても，一次相続については，自由に相続分を決められず，法定相続分どおりの処理になってしまうかと思われる。

詳細な調査をしているわけではないが，おそらく以下の相続税法５５条については，本文どおりの処理となり，ただし書きのような「その後の当該財産の分割」ができないものと思われる。

なお，本件事案とは別に，一部未分割の場合の相続税申告における積み上げ方式か穴埋め方式かといった論点もある。

cf）相続税法５５条

「相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。

ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条第一項に規定する更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。」

以上